

第 4707 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2013年)平成25年 4月11日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

社会保険診療報酬の特例の対象者

Q：今年度の税制改正では、社会保険診療報酬の所得金額の特例の対象者が改正になったとか。どのようになったのですか？

A：自由診療収入が7,000万円を超える者は、適用が受けられないようになりました。

【解説】

社会保険診療報酬の所得金額の特例とは、医業や歯科医業に携わる者に設けられている制度で、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下の者については、社会保険診療報酬に係る実際の経費にかかわらず、次の概算経費率で計算した金額を経費として計上することが認められているものです。

社会保険料収入	概算経費率
2,500万円以下	72%
2,500万円超3,000万円以下	70%
3,000万円超4,000万円以下	62%
4,000万円超5,000万円以下	57%

しかしながら、概算経費率と実際の経費に開きがあることや多額の自由診療報酬がある者もこの適用を受けているという事実があり、平成23年10月に会計検査院によって、見直しをするように指摘されていたところです。

そこで、厚生省において実態調査したところ、小規模医療機関等の事務処理負担の軽減を図る制度として維持が必要との回答がされたことから、今年度の改正では、自由診療収入が7,000万円を超える場合には、適用対象者から除外するとの改正が行われました。

個人は平成26年以後、法人は平成25年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

